

# 平成 26 年産米のモニタリング検査概要について

平成 26 年 8 月 26 日  
経 済 流 通 課

## I 基本的な考え方

- 平成 25 年産米の取組を踏まえ、吸収抑制対策等及び収穫後の検査を組合せて安全を確保
- 当該検査区域の検査結果が判明するまで出荷を待機し、収穫・乾燥後の玄米を検査

## II 検査の概要

### 1 検査区域及び検査密度

対象区域	取組内容・検査密度	本県該当市町（旧市町村）	点数 (見込み)
(1) 25 年産米の検査で 50 Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された旧市町村	【全戸生産出荷管理】 ①農家台帳の整備 ②吸収抑制対策等 ③全戸検査 出荷農家当たり 1 点	・日光市(日光町)	54
(2) 25 年産米の検査で全戸検査を実施した旧市町村 ※(1)の旧市町村を除く	①吸収抑制対策等 ②抽出検査 作付面積 70 ha 当たり 1 点(旧市町村で 3 点)	・日光市(今市町) ・那須町(那須村(高久乙、高久丙))	3 6
(3) その他の区域	①必要に応じ吸収抑制対策 ②抽出検査 市町村ごとに 3 点	・ 25 市町(上記(1)、(2)を除く市町村)	75

注) 検査点数は、平成 25 年度検査実績から算出。(合計検査予定点数 138 点)

### 2 検査方法

- (1) 農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調製された玄米を出荷前の段階でサンプリング
- (2) 農業試験場において、ゲルマニウム半導体検出器により測定

### 3 検査結果の取扱い

放射性セシウムの検査結果により出荷可否を判断

ア 50 Bq/kg 超(100 Bq/kg 以下)の放射性セシウムが検出された場合は、栽培管理の状況や周辺ほ場で生産された米の放射性セシウム濃度等について調査を行い、地域的な広がりのある可能性が確認された場合は、検査密度を全戸検査に引き上げ。

イ 当該地域の全検体が 100 Bq/kg 以下であった場合は、当該地域で出荷待機を解除

ウ 当該地域で 100 Bq/kg 超が検出された場合は、さらに詳細な検査を行い、100 Bq/kg を超える放射性セシウムが再度検出され、地域的な広がりが確認された場合は、原災法に基づき出荷制限を設定